「インパクト志向金融宣言」運営規程

第 1 章 目的

第 1 条（運営規程の目的）

この運営規程は、別紙に記載された「インパクト志向金融宣言（2021 年 11 月 29 日制定）」（以下「本宣言」という）の改廃の手続きおよび本宣言の署名機関による活動ならびに活動に必要な組織の運営の規則を定めるものである。

第 2 章 署名機関

第 2 条（署名金融機関）

1. 本宣言に署名を行える者の範囲については、日本国の法令に基づき設立され、かつ適切な業務運営がなされている預金取扱金融機関、保険会社、年金基金、証券会社、資産運用会社、未公開企業向け投資ファンド運営会社、その他純投資として投融資を行っている営利・非営利の機関（以上を総称して、以下「金融機関等」という）とする。
2. 金融機関等が署名機関となるためには、署名時までにインパクト志向の金融の実績があるか否かを問わず、当該機関を代表する経営者の名において、本宣言の内容について理解したうえで、本宣言の趣旨に沿って活動していく旨に同意しなければならない。

第 3 条（署名協力機関）

1. 前条に定める金融機関等ではないが、営利を目的として、インパクト志向の金融の実践・推進のために金融機関等に対してサービスを提供する者（以下「サービスプロバイダー」という）で、適切な業務運営がなされているものは署名協力機関として本宣言に署名することができる。
2. サービスプロバイダーが本宣言に署名するためには、当該サービスプロバイダー組織の代表者の名において、本宣言の趣旨を理解したうえで、本宣言文の趣旨に沿って活動していく旨に同意しなければならない。

第 4 条（無資格者）

第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、日本国において業務実態のない者、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行った者又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）と関連を有する者のいずれかに該当する場合は、第 2 条及び第 3 条において適切な業務運営がなされていないものとみなす。

第 5 条（署名参加手続）

1. 本宣言への署名を希望する金融機関等及びサービスプロバイダーは、運営委員会が定める署名書式に必要事項を記載の上、第 40 条に規定する事務局長に提出しなければならない。
2. 署名の効力は、事務局長が、前項の規定により提出された署名書式を受け付けた場合において、当該署名書式に記載された日から一週間を経過した日の翌月の 1 日に発生するものとする。
3. 第 1 項の署名書式を提出した者は、前項の署名効力発生日以降、本宣言に係る活動に参加することができる。
4. 署名手続は、法人ごとに行うものとし、その効力は、当該法人のみに及ぶものとする。

第 6 条（署名金融機関及び署名協力機関の権利及び責務・義務）

1. 署名金融機関及び署名協力機関（以下総称して「署名機関」という）はその業務運営において、本宣言の趣旨を尊重し、その遵守及び協力の推進に努める責務を負う。
2. 署名機関は、その役職員をして第 34 条により設置された分科会の活動に登録させたうえで、分科会の活動に参加することができる。
3. 署名機関は、自らの判断と責任において、当該署名金融機関のインパクト志向の金融の量的拡大及び質的向上に向けて自発的に取り組む責務を負う。
4. 署名機関は第 7 条に定める会費を支払う義務を負う。

5. 署名機関は、以下の各号に定める行動規範を遵守する義務を負う（以下これらを総称して「宣言行動規範」と言う）。

(1) 【個人情報保護】本宣言に参加する署名機関および運営規程に定める組織ならびに本宣言の活動・事務に従事する者は、個人情報保護法に沿って、以下の原則に基づいて、取得する個人情報の保護に努めなければならない。これに違反し事故がある場合には、速やかに事務局を通じて運営委員会に報告しなければならない。運営委員会は当該報告を受けて適切な措置を講じ再発防止に努めなければならない。

1　取得する個人情報の目的を情報の提供者(本人)に明らかにする

2　取得した個人情報を目的外に利用しない

3　取得した個人情報を安全に管理する

4　取得した個人情報を本人に無断で提供しない

5　本人から個人情報の開示を求められた場合には適切に開示する

(2) 【守秘義務】宣言の活動に参加する者は、運営委員会および分科会等が個別に定める決まり（チャタムハウスルール等）や発言者が明示した決まりを遵守し、対外的な守秘義務の対象となる情報やその情報源を外部に漏らしてはならない。

(3) 【利益相反の禁止】宣言の役員および分科会の座長・副座長、その他運営委員会によって設置されるチームの長および代理をする者は、その役職の執行において、特定の企業・団体の利益を意図的に優先し、または利益を誘導する発言・行動・その他の活動を行ってはならない。利益相反が生じる可能性がある場合には、適切な開示を行い、運営委員会の判断に従うこととする。

(4) 【誹謗中傷の禁止】宣言の活動に参加する者は、参加する署名機関が行うインパクトファイナンスに関する活動について、公の場（SNS を含む）において、不正確な情報に基づく批判や、個人または団体を不当に貶める誹謗中傷を行ってはならない。正当な批判を行う場合には、事実に基づいた適切な表現を用いることとする。

(5) 【報告の義務および虚偽表示の禁止】署名機関は、本宣言に基づく活動の進捗を把握するとともに毎年の活動実績（以下「プログレスレポート」という）を対外発信するために、自らの毎年の取組実績を運営委員会が定める定義・算入基準・様式により事務局に報告する義務を負い、その情報について虚偽の表示をしてはならない。

6. 宣言に参加する組織もしくはその役職員が、前項の宣言行動規範に違反した場合には、運営委員長は自らの判断で注意・厳重注意を、運営委員会はその決議により改善勧告を発出することができる。また、運営委員長は、当該処分を検討するにあたり、第 32 条に定める経営諮問・評価委員会に諮問することができる。

7. 署名機関は、本宣言に署名している旨を開示する目的で、本宣言の名称を使用することができる。

8. 署名機関は、本宣言の改正、普及・促進、活動計画等に関する提案を第 25 条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という）に提出することができる（様式は問わない。）。但し、本宣言の改定については、２機関以上の署名金融機関による共同提案とする。

9. 署名協力機関は、本宣言の趣旨に沿った目的の達成のために、署名金融機関のインパクト志向の金融の実践に向けて有益なセミナー・勉強会・研修などを、無料・有料を問わず、署名金融機関のために提供する機会を企画・実施することができる。ただし、当該行事の企画に当たっては、必要に応じて事前に運営委員会・事務局と協議することにより、円滑な実施を図るものとする。

10. 署名協力機関は、本宣言に基づく活動全般や本宣言が主催する個別の行事に対して、第 4 項に定める会費とは別に、独自に財政上の支援を行って、協賛団体としての名義を冠したうえで、本宣言の活動・行事に対して協力を行うことができる。但し、その態様や条件は運営委員会の定めるところによる。

第７条（会費）

署名機関は、総会の決議により定めた日（以下「会費起算日」という）以降、別表に定める会費を負担しなければならない。会費起算日までは、署名機関には会費の負担は発生しない。

第 8 条（名称変更）

署名機関は、その名称及び署名代表者に変更があったときは、運営委員会が定める様式に必要事項を記載の上、事務局長に速やかに届け出なければならない。

第 9 条（地位の失効）

1. 署名金融機関及び署名協力機関が、組織の再編又は消滅等に伴い、署名の効力を維持できなくなるときは、運営委員会が定める様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。
2. 署名の効力は、第 1 項の規定により運営委員会委員長が受け付けた様式に記載された日において失われるものとする。

第 10 条（署名の撤回）

1. 署名金融機関及び署名協力機関は、運営委員会が定める様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに提出することにより、当該署名を撤回することができる。
2. 署名の効力は、第 1 項の規定により運営委員会委員長が受け付けた様式に記載された日において失われるものとする。

第 11 条（地位の取消）

署名機関が第 4 条の無資格者になった場合、署名機関もしくはその役職員が第 6 条に定める宣言行動規範に著しく違反した場合、もしくは署名機関が第 7 条に定める会費を会費起算日より 6 ヶ月を経過しても支払わなかった場合には、総会の決議により、当該署名機関の地位の取り消しを行うことができる。

第 3 章 賛同機関

第 12 条（賛同機関の地位）

1. 政府、政府機関、国際機関などの公的機関及び公益もしくは非営利を目的とした団体・組織が、本宣言の趣旨に賛同し、本宣言に基づく活動に協力を提供できる場合には、当該機関あるいは当該団体・組織は、賛同機関として、運営委員会の承認する範囲において、分

科会の活動および本宣言が主催するその他の行事に参加することが出来る。

2. 本運営規程の発効後の新たな賛同機関の招聘については、運営委員会にて決定する。

3. 賛同機関は、いつでも、自ら賛同機関であることを辞めることができる。

4. 運営委員会は、賛同機関と事前に協議したうえで、運営委員会の決定により、その地位を取り消すことができる。

5. 賛同機関は、第 7 条の会費の支払い義務を負わず、個別の契約等を通じない限り本宣言及び署名機関に対して、本宣言上の義務を負わない。

6. 賛同機関（次項の名称を付された賛同機関を含む）は、本宣言に基づく活動の運営には関与せず、総会での議決権などは有しない。

7. 本宣言に対して特別な人的・財務的支援を提供した賛同機関に対しては、第 21 条第 1 項の方法による総会の決議により、その貢献に相応しい特別な名称を付すことができる。

第 4 章 協賛・後援

第 13 条（協賛・後援等の地位付与）

1. 署名機関であるか否かを問わず、ある法人・団体等が、本宣言の特定の活動を支援するために人的、事務的、物理的もしくは財務的な支援を行う場合には、運営委員会の判断において、当該法人・団体等に対して、協賛・後援等の名義を付すことができる。但し、署名機関および賛同機関としての義務および通常の活動の範囲に含まれるものを除く。

2. 署名機関であるか否かを問わず、ある法人・団体等が、本宣言の活動を支援するために一定の期間、継続的に多大なる人的、事務的、物理的もしくは財務的な支援を行う場合には、当該法人・団体等に対して、当該支援の継続する期間において、特別協賛・特別後援等の名義を付すことを総会で決議することができる。但し、署名機関および賛同機関としての義務および通常の活動の範囲に含まれるものを除く。なお、この場合の決議は、第 21 条第 1 項の方法による。

第 5 章 総会

第 14 条（種類・構成員）

1. 総会には、会計年度の最初に開催される総会（以下「年次総会」という）及び、臨時に開催される臨時総会の 2 種類があり、その開催は第 21 条による。
2. 総会は、全ての署名金融機関の代表者をもって構成する。ただし、出席及び議決権については各署名金融機関代表者の代理人に委譲することが出来る。
3. 署名協力機関及び賛同機関の代表者及びその代理人は総会に参加し、総会の議長の求めに応じて発言することができる。ただし総会における議決権を有しない。
4. 第 25 条 8 項に定めるアドバイザーおよび第 36 条に規定するプロボノ・サポーターは総会に参加できる。アドバイザーおよびプロボノ・サポーターは、議長の求めに応じて意見を述べることができる。ただし議決権を有しないものとする。
5. 署名機関が、議案に関して、個別の利害関係を有する場合には、当該議案の審議・議決に参加することはできない。

第 15 条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。このうち、第 4 項の運営委員の選任、第 5 項の監事の選任、第 7 項、第 8 項、第 9 項については、年次総会で決議する。

1. 本宣言の改正
2. 運営規程の改正（但し、第 26 条第 3 項に基づき運営委員会が運営委員全員による全会一致決議により必要と認めた軽微かつ事務的な事由に基づく運営規程の改正を除く。）
3. 署名機関の地位の取消しにかかる決議
4. 第 25 条に規定する運営委員の選任及び解任
5. 第 16 条に規定する議長・副議長及び第 33 条に規定する監事の選任及び解任
6. 事務局の選定
7. 年間事業計画・中期計画の承認

8. 予算・決算の承認

9. 年次事業報告の承認

10. その他次条に規定する総会の議長が必要と認める事項

第 16 条（議長）

1. 総会の議長及び副議長は、総会開催の都度、総会に参加した署名金融機関による互選により選出される。

2. 総会において、議長の選出にかかる議事運営は運営委員会委員長が行う。

第 17 条（開催）

1. 年次総会は、前会計年度終了から 3 カ月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。

2. 年次総会及び臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。

第 18 条（招集）

1. 総会の開催は、運営委員会がこれを決定し、運営委員会委員長が招集する。

2. 同委員長は、年次総会を招集するときはその会議を開催する日の 15 日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の 7 日前までに、それぞれ署名金融機関及び署名協力機関にその旨を通知するものとする。

3. 署名金融機関は、運営委員会委員長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

第 19 条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関 1 機関につき 1 個とする。

第 20 条（議案の提出）

総会においては、運営委員会委員長が、運営委員会の議決を受けて総会における議案の提出を

行う。署名金融機関は総会の議長に対して議案の提出を直接行うことができる。

第 21 条（定足数・決議）

1. 総会は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、署名金融機関の過半数の出席がなければ開くことができない。（ただし第 22 条に基づく委任状を提出した署名金融機関は出席者とみなす。）総会の決議は、出席した署名金融機関の議決権の過半数をもって行う。ただし、第 17 条第 2 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関の議決権の過半数を有する署名金融機関から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項に関する決議は、総署名金融機関の過半数が出席し、総署名金融機関の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決しなければならない。但し、委任状の提出なしに欠席した署名金融機関については本議決に関する議決について棄権したものとする。また、出席した署名金融機関のなかで本議決に関する議決について意思表示をしない機関については、議長に一任したものとする。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、第 15 条第 2 項、第 3 項、第 4 項に関する決議は、総署名金融機関の過半数が出席し、出席した署名金融機関の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決しなければならない。但し、出席した署名金融機関のなかで本議決に関する議決について意思表示をしない機関については、議長に一任したものとする。

第 22 条（代理又は書面等による議決権の行使）

1. 総会に出席することができない署名金融機関は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の署名金融機関を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関又は代理人は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。

2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関は、当該議決権行使書により議決権を行使するこ

とができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄

(2) 署名金融機関による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

3. 第 1 項及び第 2 項の規定により、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席した署名金融機関の数に算入する。

第 23 条（事前審議会）

1. 招集された総会において第 21 条第 1 項に定める定足数以上の出席が得られず総会が不成立となった場合においても、運営委員長は自らの判断において、予定されていた議案や課題について、その場に出席している署名機関の間において、議決を伴わない範囲で事前審議会を開催することができる。但し、 2 名以上の出席者から当該説明・審議を行うことが不適切であるとする意見の表明があった場合を除く。

2. 運営委員長は、すべての署名機関に対して事前の招集通知を出したうえで、将来の総会で決議の必要性が見込まれる議案およびそれに関連する事項について、もっぱら署名機関間の情報共有や審議を行うことを目的として、第 21 条第 1 項に定める定足数を求めない事前審議会を開催し、自ら議長を務めることができる。

3. 但し、本条第 1 項および第 2 項のいずれの場合において運営委員長は、審議にかかる適切な記録を作成し、出席が適わなかった署名機関に周知しなければならない。

第 24 条（議事概要）

総会の議事については、事務局が議事録を作成し、全ての署名金融機関に書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により通知する。

第 6 章 運営委員会

第 25 条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成されるものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関の中から、年次総会の決議によって、12 名程度選任されるものとする。
3. 運営委員の任期は、選任された年次総会が開催された日から次の年次総会までとし、再任を妨げない。任期中に事情により運営委員を辞任せざるを得ない場合は、当該運営委員は、自らが属する署名金融機関の他の役職員を残りの任期に限り後任として指名することができる。
4. 運営委員は、ひとつの署名金融機関から最大でも 1 名とし、2 名以上の運営委員を同時に選任することはできない。
5. 運営委員になることを希望する署名金融機関は、前項の規定により運営委員の選任を行う年次総会の 20 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。運営委員を希望する者が第 2 項の定員より多い場合は全署名機関による投票により決定する。
6. 第 34 条に規定する分科会の座長（企画・調査・検討にかかるチームの座長含む）は、原則として運営委員会に出席し、分科会の活動内容の報告等を行い、意見を述べることができるものとする。ただし、運営委員会の構成員とはならず、運営委員会の議決には参加できない。
7. 事務局長および事務局長代理は、適切な活動の執行を確保するために、運営委員会に参加して、意見を述べることができる。ただし、運営委員会の構成員とはならず、運営委員会の議決には参加できない。
8. 運営委員会は、アドバイザー（個人）を受け入れることができる。アドバイザーは学識経験者、有識者等で、インパクト志向金融宣言に関連する分野において高度な知見を有し、個人の立場においてインパクト志向金融宣言の活動に有益な意見を述べられる者とする。アドバイザーは、運営委員会の運営方針や分科会の活動等に対して助言を述べることができるものとし、この場合において、アドバイザーは、いずれの会議体において議決権を有

しないものとする。アドバイザーの任期、アドバイザーへの報酬の有無・報酬額の水準については運営委員会で決定する。

9. 運営委員会の参加者（構成員以外を含む）が、議案に関して、利害関係を有する場合には、当該議案の審議・議決に参加することはできない。
10. 署名機関の役職員は、運営委員会委員長に事前に連絡したうえで、運営委員会に参加して意見を述べることができる。ただし運営委員会の議決には参加できない。
11. 運営委員は無報酬とする。

第 26 条（決議事項）

運営委員会は、本宣言の活動を主導的に実行・推進・円滑化するために、本規程及び総会の決議の範囲内で、次に掲げる事項について決議することができる。

1. 総会の招集にかかる発議の決定
2. 総会に付議する議案（中期計画、予算、決算など）の決定
3. 本宣言の改定案に関する総会への付議案の決定。但し、運営委員会が運営委員の全会一致で合意した軽微かつ事務的な事由に基づく運営規程の改正については総会に付議することなく運営委員会の決議において改正することができる。但し、運営委員会はその改正結果を改正後速やかに署名機関に報告しなければならない。
4. 本宣言の対外的発信業務の執行
5. 分科会の設置及び廃止にかかる決定
6. 署名協力機関が行う協賛の態様及び条件にかかる決定
7. 賛同機関の招致及び承認
8. アドバイザーの招致及び承認
9. 金銭及び非金銭的な寄付行為の受け入れの決定
10. 2025 年 3 月末までに発生する債務負担行為の決定

11. 本規程の下に位置付けられる「規則」あるいは重要な「活動方針」・「指針」の決定。但し、運営委員会は、第 21 条第 3 項の決議を経ることなく、個別の署名機関の義務を強化することはできない。
12. 事務局への委任事項の決定
13. その他運営委員会委員長が必要と認める事項

第 27 条（委員長等）

1. 運営委員会に、原則として運営委員の中から 1 名の運営委員会委員長及び 1 名の運営委員会副委員長を置き、互選によってこれを定める。運営委員会委員長は会務を総理する。
2. 運営委員会副委員長は運営委員会委員長に事故があるときは職務を代行する。
3. 運営委員会委員長の任期は、選任された日から運営委員の任期終了までとし、再任を妨げないが、最長 4 期を超えないものとする。
4. 運営委員会は、その他、必要に応じて運営委員に担当業務を定めることが出来る。
5. 運営委員会委員長は、本宣言の活動を対外的に発信すること及び署名機関が行う活動全体の代表者となる。

第 28 条（開催）

1. 運営委員会は、定時運営委員会及び臨時運営委員会とし、定時運営委員会は原則年 12 回開催し、臨時運営委員会は必要に応じて開催するものとする。
2. 運営委員会の開催は、運営委員会委員長がこれを決定し、招集するものとする。運営委員は、運営委員会委員長に対し、運営委員会の目的である事項及び開催の理由を示して、臨時運営委員会の開催を請求することができる。
3. 運営委員会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により開催することができる。

第 29 条（議決権）

運営委員会における議決権は、運営委員 1 名につき 1 個とする。

第 30 条（決議）

運営委員会の決議は、法令又は本宣言に別段の定めがある場合を除き、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって行う。ただし、第 28 条第 3 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により臨時運営委員会が開催された場合における決議は、運営委員の過半数から書面又は電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた運営委員の過半数をもって行う。

第 31 条（議事概要）

運営委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名機関に書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により通知する。

第 32 条（経営諮問・評価委員会）

1. 運営委員会は、以下に掲げる事項について必要に応じ諮問を行うための機関として、常設の経営諮問・評価委員会を設立する。

 (1) 宣言行動規範に違反した関係者に対する処分

 (2) 事務局員等に支給する報酬の水準

 (3) 運営委員長・運営副委員長および事務局長のサクセッションプラン

 (4) その他、運営委員長もしくは副運営委員長が必要と考える人事・コンプライアンス上の課題

2. 前項の委員会は、運営委員会の決議によって有識者（第 25 条第 8 項に定めるアドバイザーがこの委員を兼任することを妨げない）5 名（定員）を任命して構成される。

3. 委員の任期は 3 年とし再任を妨げない。

4. 委員会の委員長は、委員の互選により任命されるものとする。

5. 委員長は委員会の議長となる。

6. 答申の決定は原則として全会一致に拠る。

7. 運営委員長、副運営委員長および事務局長は、同委員会の審議に参加して意見を述べるこ

とができるが、委員会としての決定（諮問の依頼に応じた答申の決定を含む）に関し議決権を有しない。

8. 本委員会の事務局は事務局長が務める。
9. 本委員会の招集および議題の通知は、運営委員会より諮問の依頼を受けた本委員長の指示を受けて事務局長が行う。

第 7 章 監事

第 33 条（監事）

1. 年次総会において、署名金融機関の中から 2 名の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事は、一つの署名金融機関から最大一名を任命することができる。
3. 監事の任期は、選任された年次総会の日から次々回の年次総会の開催日までとし、再任を妨げない。ただし、任期は 2 期を超えないものとする。
4. 監事は、本宣言の活動状況（決算を含む）を監査し総会に報告する。
5. 監事は、その職務の遂行のために、必要に応じて運営委員会に参加できる。
6. 監事は無報酬とする。

第 8 章 分科会

第 34 条（設置・構成）

1. 分科会は第 26 条第 5 項に基づき、運営委員会が設置する。署名金融機関は誰でも運営委員会に対して分科会の設置を提案することができる。
2. 分科会には署名機関の役職員が誰でも参加できる。
3. 分科会に座長を置く。分科会の座長は分科会の互選により決定する。
4. 分科会は、その設置目的に沿って活動計画を策定し、運営委員会の承認を受けて活動する。

5. 分科会の活動は原則として署名機関により無償で行われる。但し、総会で承認された予算の範囲内、もしくは、事前に運営委員会の承認を経たうえで、署名協力機関もしくはその他の外部組織からの協賛により得られた資金を使って、費用のかかる活動を実施することができる。
6. 分科会は定期的に、及び、運営委員会の求めに応じて、運営委員会に対して報告（必要に応じて書面による報告）を行うものとする。
7. すべての署名機関に共通する横断的事項に関して運営委員会により設立される企画・調査・検討にかかるチームの活動は、その名称に関わらず分科会と同様に扱うものとする。

第 35 条（開催）

分科会は、必要に応じて座長が開催し、書面、電磁的方法その他座長が適切と認める方法により開催することができる。

第 36 条（プロボノ・サポーター）

署名金融機関もしくは署名協力機関になることができる企業・団体に所属していない個人は、運営委員会および分科会・チームの定める基準・手続に従い、その職業的な専門知識・技術・経験を活かして無償で宣言が必要とする役務の提供を行うために、本宣言の分科会の活動に参加することができる（以下、本規程では、かかる個人を「プロボノ・サポーター」と呼ぶ）。

第 9 章 資産及び会計

第 37 条（会計年度）

本宣言の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 38 条（会計・資金の管理）

本宣言の活動に伴う会計・資金の管理は運営委員会の監督のもと、事務局が行う。事務局は、本宣言の活動内容に応じて、必要かつ適切な会計・資金の管理を行い、運営委員会に報告しなければならない。

第 39 条（事業報告及び決算）

本宣言の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、事務局がただちに書類を作成し、運営委員会に報告し承認を得たうえで、監事の監査を受けて、年 1 回総会に報告しなければならない。

第 10 章 事務局

第 40 条（事務局）

1. 2025 年 3 月末日までは、一般財団法人社会変革推進財団の職員に事務局の機能を委託（無償）する。事務局の行う業務の内容は、同財団の定める予算の範囲内で行う。
2. 2025 年 4 月以降に前項と異なる費用負担枠組みの下で事務局の設置を行う際には、その組織・運営に関する案は、運営委員会により発議され、総会の承認を得て決定する。最初の設置以降は毎年の事業計画、予算および運営委員会の決定を通じて運営委員会が事務局を監督する。
3. 事務局には、事務局長、事務局長代理、その他必要な職員を置く。
4. 事務局に勤務する者には、原則としてその職務内容に応じて適切な報酬を払う。ただし、自らの意思で報酬を受けずに本活動に寄与することを妨げない。

第 41 条（事務局の役割・権限）

事務局は、運営委員会からの権限移譲に基づき、運営委員会からの監督・指示に基づいて、次に掲げる事項について業務を遂行する。

1. 総会、運営委員会、及び分科会に関する準備及び議事録作成・管理に係る事務
2. ウェブサイト等の作成・運営に係る事務
3. 外部からの照会への対応及び広報活動に係る事務
4. 第 6 条第 5 項第 5 号に定める毎年の取組実績を全ての署名機関について取りまとめ、本宣言の活動全体について対外発信資料を作成することに関する事務（プログレスレポート作成にかかる事務）。

5. 資金及び経費支出の管理に係る事務

6. その他運営委員会から委譲された事務

第 11 章 組織、代表者、事務所

第 42 条（組織）

本規程に定める活動を実施するために本規程に沿って運営される組織全体を称して「本団体」という。本団体は、当面の間、法人化を行わず任意団体として存続するが、法人化が必要とされる時には、運営委員会の発議により、本規程第 21 条第 3 項の規定に基づく総会決議の方法により法人化を決定することができる。

第 43 条（代表者）

本宣言の理念や方針に沿うものであるか否かを問わず、各署名機関が行う投融資の活動や対外的な発信は、当該署名機関の名義と責任において行う。本団体が行う団体としての対外的な活動・発信については、運営委員会委員長が本団体を代表して行う。但し、本団体が有する財産の管理、会計帳簿の作成、税務上の手続きなどの運営・管理に関する対外的な事務手続きに関しては、運営委員会委員長だけでなく、事務局長が本団体を代表してこれを行うことができる。

第 44 条（事務所）

本宣言の事務所は、本団体が任意団体として存続する当面の間は、その事務所を事務局長の住所に置く。但し、本団体が法人化されることとなった場合には、事務所を改めて定めるものとする。

第 12 章 解散

第 45 条（解散）

1. 何らかの理由により本団体の活動を終止せざるを得ない場合には、運営委員会もしくは複数の署名金融機関の総会における発議により、本団体の解散の決議を行うことができる。解散の決議は、運営規程第 21 条第 2 項に定める総会決議の方法による。

2. 解散の決議がなされた場合には、運営委員会は、直ちに残余財産の清算にかかる計画案（清算基準日の指定を含む）を策定し、改めて臨時の総会においてその決議を求めなければならない。

3. 清算計画が決議された場合には、清算基準日時点で存続している署名機関（基準日までに退会した署名機関および清算基準日時点で年会費の延滞のある署名機関を除く）の間で、支払うべき残債務を除いた残余財産を分割して配分するものとする。この時の配分の比率は、配分に与る署名機関が基準日までに支払った年会費金額の累計額に応じて按分して算定されるものとする。

第 13 章 雑則

第 46 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会と協議したうえで定める。

附則

第 1 条（施行）

本規程は、2023 年第 4 四半期に開催される総会の承認日から試験的に施行し、2024 年度の年次総会において承認され次第、正式に施行する。

第 2 条（会計年度）

第 37 条に関わらず、2024 年度の会計年度は、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

別表

1. 署名金融機関は、次の年会費を一括して納入しなければならない。なお、この表にある運用資産・資産規模は、年会費の支払い年度の前年度における最新の決算数字によるものとする。

運用資産・資産規模	1000 億円未満	1000 億円以上 50 兆円未満	50 兆円以上
年会費	20 万円	50 万円	80 万円

2. 前項の規定にかかわらず、同一の資本傘下にあるグループ金融機関から複数の金融機関が署名する場合の年会費は、原則として、同一グループ金融機関から追加 1 社あたり年会費 20 万円を支払うこととする。

 a. 純粋な持株会社と（次項に定める）主たる署名機関の 2 つが同時に署名する場合には、当該 2 社を一体と見做し追加年会費は不要とする。

 b. 同一金融グループから複数の署名金融機関で署名する場合には、同グループ内で最大の署名機関（「主たる署名機関」とする）が、運用資産・資産規模に応じて基本料率の年会費を支払う。その上で、主たる署名機関以外のグループ署名機関が、その運用資産・資産規模を問わず、一機関あたり年会費 20 万円を追加で支払う。

 c. 前項に関わらず、署名金融機関から、異なる支払分担率を適用したい旨の要望がある場合には、グループ全体として支払うべき会費総額を変更しない範囲で、複数の署名機関の間での年会費分担比率を個別に定めることができる。

 d. 年会費支払いを行った署名金融機関の役職員のみが分科会を含む宣言の活動に参加できる。但し、署名金融機関に人事上の本籍のある者で他機関への一時的な出向者は、署名機関の名前において活動に参加することができる。また、署名金融機関の役職員として兼職発令のある者も同様に参加することができる。

 e. 署名金融機関の議決権は、年会費に関係なく 1 署名金融機関あたり一個とする。

 f. グループ金融機関の年会費規定は、署名金融機関に限定し、署名協力機関には適用しない。

3. 署名協力機関は、その規模や同一の金融グループに属するか否かに関わらず、80 万円の年会費を毎年納入しなければならない。

4. 上記の規定にかかわらず、法的に非営利の機関が署名する場合の年会費は、運営委員会にて個別に承認を経た上で３万円とすることができる。

5. 会計年度途中に新たに署名する署名機関は、署名時に、当該年度の残りの期間に応じた会費を納入しなければならない。その場合の会費は、入会月から当該年度末（3 月 31 日）までの月数に応じて月割りで計算する。月割り計算の結果、1000 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

6. 会計年度途中に退会する署名機関により既に納入された会費は事由の如何を問わず返還しない。

2023 年 10 月 25 日 試行的施行
2024 年 1 月 15 日施行
2024 年 7 月 25 日改訂
2025 年 1 月 29 日改訂
2025 年 4 月 24 日改訂
2025 年 10 月 22 日改訂
2026 年 4 月 23 日改訂
2026 年 10 月 19 日改訂